

真のタックスペイヤーをめざす

UENO



NO.490



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

令和元年 10 月 1 日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲 》

軽減税率対象

標準税率対象

飲食料品（食品表示法に規定する食品）

人の飲用又は食用に供されるもの

酒類

テイクアウト・
宅配等

外食

ケータリング等

有料老人ホーム
等で行う飲食料
品の提供

一体資産（※）

医薬品・
医薬部外品等

※一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
X X 年 月 日		概要	税 区 分	借方 (円)	
11	30	△△商事(株)	11 月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事(株)	11 月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事(株)
⑤ 株式会社〇〇御中			令和XX年11月30日
11 月分 131,200 円 (税込み)			
② 日付	品名	金額	
11/1	魚 ※	5,400 円	
11/1	牛肉 ※	10,800 円	
11/2	キッチンペーパー	2,200 円	
...	...	...	
合計		131,200 円	
10%対象		88,000	
8%対象		43,200	
※は軽減税率対象品目			
③			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

- 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0120-398-111（無料）
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイドンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「その他のバナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ



東京上野税務署幹部のプロフィール

7月10日に東京上野税務署の定期人事異動がございました。幹部の方々のプロフィールを紹介させていただきます。

①出身地 ②前任地等 ③趣味 ④ちょっと一言(自己PRなど)

署長

おうち

のぶゆき

尾内 信之

- ①東京都
- ②東京国税局 調査第四部 次長
- ③ドライブ、J A Z Z
- ④長年にわたり培ってきた皆様方との信頼関係を堅持しつつ、更なる連携・協調に努め、皆様方のニーズにもできる限り応えてまいります。



副署長(総務担当)

ひがしやま みつお

東山 光男

- ①北海道
- ②留任
- ③ジョギング、ゴルフ
- ④引き続き、上野で勤務できることを大変うれしく光栄なことと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



副署長(法人担当)

まなべ やすまさ

真鍋 泰昌

- ①香川県
- ②高松国税局 総務部 人事第1課 課長補佐
- ③野球観戦、銭湯巡り
- ④歴史と文化のある上野で勤務することができ、光栄に思っております。1年間どうぞよろしくお願いいたします。



副署長(個人担当)

ます こうじ

升 康二

- ①石川県
- ②東京国税局 課税第一部 個人課税課 課長補佐
- ③山登り、温泉巡り
- ④思い出に残る1年にしたいと考えております。皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。



総務課長

いのうえ きよあき

井上 清章

- ①大阪府
- ②留任
- ③ゴルフ、台東区の散策
- ④2年目となります。引き続き、よろしくお願いいたします。



税務広報広聴官

いしい たつひこ

石井 竜彦

- ①群馬県
- ②留任
- ③スポーツ(野球等)
- ④2年目になります。引き続きよろしくお願いいたします。



税務広報広聴官

きのした せいこ

木下 セイ子

- ①秋田県
- ②八王子署 総務課 課長補佐
- ③アウトドア
- ④日頃より広報活動にご協力いただき感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。



法人課税第1部門統括官

てんかい つよし
天海 健



- ①宮城県
- ②荻窪署 法人課税第1部門 統括官
- ③スポーツ観戦、読書
- ④1年間よろしくお願いいたします。

法人課税第4部門統括官

ほりべ よういち
堀部 洋一



- ①佐賀県
- ②銚子署 法人課税第3部門 統括官
- ③旅行、散歩
- ④1年間宜しくお願いします。

法人課税第5部門統括官

たなか ともゆき
田中 寛之



- ①北海道
- ②東京国税局 査察部
査察第26部門 主査
- ③ゴルフ、散歩
- ④健康第一。1年間よろしくお願い致します。

法人課税第6部門統括官

まさきこ ひろゆき
牧迫 洋行



- ①鹿児島県
- ②東京国税局 課税第一部
国税訟務官室 訟務専門官
- ③子どもと散歩
- ④1年間よろしくお願い致します。

法人課税第7部門統括官

すが てつお
菅 哲男



- ①岩手県
- ②留任
- ③ドラマ、映画鑑賞
- ④当署2年目になります。
引き続き宜しくお願いいたします。

総務課長補佐

くちた ゆうすけ
口田 祐介



- ①東京都
- ②留任
- ③読書
- ④今年度も明るく元気にさわやかに頑張ります！
どうぞ宜しくお願いいたします。

法人課税第1部門 上席国税調査官(法人審理担当)

やなおか みき
柳岡 美樹



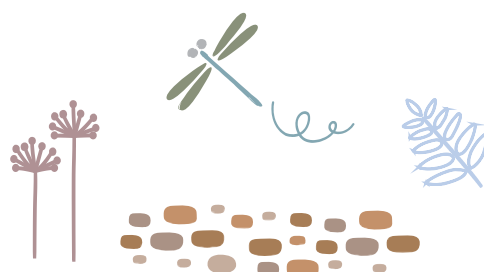
- ①北海道
- ②東京国税局 調査第三部
調査第25部門 調査官
- ③映画鑑賞
- ④1年間よろしくお願い致します。

法人課税第1部門 上席国税調査官(源泉審理担当)

やまもと まさあき
山本 壮朗



- ①宮崎県
- ②東京国税局 課税第二部
法人課税課 源泉事務センター 実査官
- ③ドラマ鑑賞
- ④よろしくお願いします。



所得拡大促進税制 は どのように改正されたの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟志



リサ 所得拡大促進税制が改正されたと聞きました。わが社の令和元年8月決算においてはどのような点に注意が必要ですか。賃上げしましたので、適用できるといいのですが。



サキ先生 リサさんの会社は前期の決算でもこの所得拡大促進税制の適用を受けていましたね。

リサさんの会社は資本金が1,000万円の中小企業者になりますので、中小企業者が適用する際の主な改正点を3つ紹介します。

1つ目は、適用要件として、基準年度（平成24年度）と適用年度の給与総額を比較して、一定割合増加していることとされていましたが、この要件は廃止されました。具体的にリサさんの会社では、前期の平成30年8月決算での適用の際には、基準年度である平成25年8月決算の給与総額と比較していましたが、この比較が不要となりました。

2つ目も適用要件ですが、平均給与等支給額が前年度を超えていることとされていたものが、継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加していることに改められました。

3つ目は、税額控除割合が原則として基準年度からの給与総額の増加額の10%とされていたものが、前年度からの給与総額の増加額の15%とされました。更に、教育訓練費が増加しているなど一定の場合には10%上乗せされて25%となります。

ただし、これら改正後の所得拡大促進税制は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度において適用されます。なお、控除限度額は、調整前法人税額の20%となっていますので、改正はありません。



リサ 継続雇用者の考え方は従来のままですか。



サキ先生 継続雇用者の定義も見直され、継続雇用者の把握が簡素化されました。

具体的には前年度と適用年度の全ての月分で給与等の支給を受けた国内雇用者で、かつ、雇用保険の一般被保険者であって、いわゆる継続雇用制度に基づき雇用される方に該当しない方が対象です。

リサさんの会社では、平成29年9月から平成30年8月まで、更に平成30年9月から令和元年8月までの間、全ての月分で給与の支給を受けた雇用保険の一般被保険者である国内雇用者が対象になります。



リサ シンプルになったようですね。前期の決算では継続雇用者の把握が面倒でした。



サキ先生 そうですね、改正前は前年度の途中で入社した方や、適用年度の途中で退職した方など、前年度と適用年度でそれぞれ給与等の支給がある国内雇用者も対象としていましたので、把握が少し面倒でした。



リサ 継続雇用者の把握が簡素化されたようですので、多くの企業で適用できるといいですね。



筆者紹介

野川 悟志 (のがわ・さとし)

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。

近著「令和元年版 税制改正経過一覧ハンドブック」（共著、大蔵財務協会）、「税務調査に活かす 図解トレーニング」（大蔵財務協会）など。

HPは [しながわ税経事務所](#) で検索

健康を支える睡眠のリズム、 会社の業績にも影響



産業カウンセラー 柏木勇一

睡眠不足を取り戻そうと休日は寝だめをした、その結果は・・・

不動産会社のシステム管理担当の男性Aさんは入社7年目の30代。独身です。ITスキルを買われ、営業から経理まで一連のシステム構築・保守の責任者として働いてきました。チームは先輩を含め4人体制。しかしAさんが全体の指揮官です。失敗が許されない神経を使う仕事で、残業も多く、毎日の睡眠時間は4時間ぐらい。睡眠不足を取り戻そうとAさんは、休日は寝だめをして日中まで起きませんでした。

すると、平日の日中も次第に疲労感が強くなり、仕事への意欲も弱まってきました。私たちに備わっている24時間周期の体内リズムが乱れ、《時差ボケ》状態になったのです。放っておくと心身に影響し、メンタル不調になります。これはまずい、とAさんは自ら心療内科を受診し、睡眠の大事さを学びました。



平日も休日も起床時間は一定にしましょう

「このままではうつ病になりますよ」と医師からお灸を据えられたAさんは、生活のスタイル変更に努力しました。もたもたすることが嫌いな、いかにもIT系社員の行動です。休日でも朝起きたらまずカーテンを開けて朝日を浴びる。朝食をしっかりとる。適度に散歩する。夜は湯船でリラックス。寝室の照明は落とし気味に。就寝1時間前までにスマホやパソコンにさわらない。このような過ごし方を心がけ、心身の危険ゾーンに入りこむことは避けられました。Aさんにとってはかなりの決意と努力でした。

ちょっと前までは、人間の理想とする一日の睡眠時間は約8時間と言われてきました。しかし今は違います。米国の睡眠研究家は「15歳までは8時間、25歳は7時間、45歳は6.5時間、65歳は6時間が理想的。8時間以上では糖尿病の危険」と指摘しています。年齢によって睡眠時間は異なり、中高年の生活習慣病防止にもつながると教えています。これは日本でも踏襲され、多くの睡眠外来で指導されています。

社員の睡眠時間は、会社の業績にも影響



どきっとする表現ですが、働き方改革が叫ばれている現代は〈社員の睡眠が生産性も支配〉する時代になったのです。睡眠改善支援に携わる東京都内の会社の事例です。睡眠の質が分かるスマホアプリを枕元に置き、休退職や生産性低下のリスクを測るアンケートを組み合わせました。心身の状態を見える化したわけです。結論を言えば、社員の休退職リスクを睡眠で予測できたのです。これまでは人間関係やコミュニケーションなど「会社にいる時間」が問題になっていたのですが、実際は、睡眠や生活習慣の影響が大きいことが分かったのです。このアプリの導入は企業にも浸透しています。個人情報につながるのでこの会社の取り組みは慎重です。データからメンタル不調が疑われる場合、企業には伝えず、該当社員に産業医を紹介する仕組みになっています。導入企業は個人のデータは見るができなくても、部署ごとのデータを確認することは可能で、労務管理や人材配置に生かすことができるそうです。

まだまだ実施企業は多くありませんが、重要なことは、睡眠に対するひとりひとりの自覚です。ぜひ、即行動を起こしたAさんを見習って、生活リズムを整える毎日を送っていただきたいと思います。理想的な睡眠で自分を大切に、難しいことではないはずです。

〔著者紹介〕 柏木 勇一（かしわざ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

理事会報告

第3回理事会

〔と き〕 令和元年8月6日（火）13：30～
〔と ころ〕 朝日信用金庫西町ビル7階

7月異動に伴う東京上野税務署幹部との初顔合わせということで名刺交換が行われました。

その後、審議事項、報告事項、提携会社からの報告、今後の予定と続き恙なく終了しました。



真鍋副署長



天海法1統括官



柳岡上席



尾内署長



佐藤会長



永井総務委員長



常見事業委員長



富坂厚生委員長



森重青年部会長

委員会報告

第1回 厚生委員会

〔と き〕 令和元年7月9日（火）11：00～
〔と ころ〕 朝日信用金庫西町ビル4階



厚生委員会（富坂委員長）が開催されました。「バス研修会」、「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』キャンペーン」についての議題でした。

第1回 広報委員会

〔と き〕 令和元年8月7日（水）11：00～
〔と ころ〕 朝日信用金庫西町ビル4階



広報委員会（木村委員長）が開催されました。今後発行される広報誌、上野法人会紹介パンフレット等について話し合われました。

部会報告

青年部会

第2回役員会

〔と き〕 令和元年6月17日（月）12：00～
〔と ころ〕 朝日信用金庫西町ビル7階

青年部会（森重部会長）では第2回役員会を開催し、今年度の税金ジュニアスクールを中心に青年セミナー等、今後実施される事業について話し合われました。



森重青年部会長



源泉部会

第1回研修会

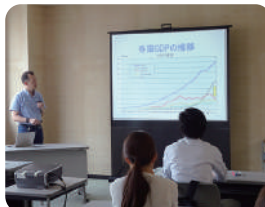
「非課税とされる給与」

〔と き〕 令和元年6月20日（木）13：30～
〔と ころ〕 朝日信用金庫西町ビル7階
〔講 師〕 東京上野税務署 法人課税第二部門
平部祐子上席国税調査官



「労務管理、労働安全衛生管理 及び労災補償給付について」

〔と き〕 令和元年8月2日（金）13：30～
〔と ころ〕 朝日信用金庫西町ビル4階
〔講 師〕 上野労働基準監督署 第2方面主任監督官 長谷川久之氏
安全衛生課長 明間 聡氏
労災課長 岡 慎祐氏



平成31年度

バス研修会

令和元年

【行き先】東京ディズニーランド

7月19日(金) 16:00~

今年度もバス研修会を開催しました。車内にて租税教育用のアニメーション DVD を上映し、「税の大切さ」「税金の使われ方」などを学んでいただき、併せて子供には租税教育用冊子「タックスフントとけんたくん」を、また大人には「軽減税率制度」に関するリーフレットを配布しました。今年度はバス 17 台、総勢 760 名もの参加があり、梅雨明け前ということもあって過ごしやすいく気温のなか、皆さまそれぞれに楽しい時間を過ごしていただけたようでした。

配布冊子・リーフレット

租税教育冊子
「タックスフントとけんたくん」



「軽減税率制度への対応
には準備が必要です」



研修ビデオ



富坂厚生委員長



金杉上町地区



金杉二丁目地区



本入谷地区



下車坂地区



竜泉西部地区



池之端四丁目地区



谷中第二地区

歴史散歩

大相撲の町・両国と 忠臣蔵の町・本所、北斎通りを歩く

令和元年

6月15日(土)

10:00 ~ 12:30



ガイドの高橋さん と 幸田さん



今回の歴史散歩は、大相撲の町として知られる両国周辺へと行ってまいりました。両国駅西口から直結する観光案内所内の実物大の土俵を見学し、相撲博物館へ向かいましたが、残念ながらこの日は休館日で、外観や売店などを見学して本所方面へと移動しました。回向院には有名なねずみ小僧の墓があり、そちらを見学してから芥川龍之介文学碑、吉良邸跡、勝海舟生誕地などの名所旧跡を巡り、北斎通りへと向かいましました。この後、北斎通りを錦糸町方面へ向かっていく予定でしたが、梅雨真ただ中のこの日は次第に雨脚も強くなり、気温も低く荒れた天気となってしまう、予定を変更して最後にすみだ北斎美術館に立ち寄り、そちらで解散することとなりました。雨天にも関わらず、丁寧なガイドをして下さった高橋さんと幸田さん、そして熱心にお話を聞きながら最後まで参加していただいた皆さま、本当にお疲れ様でした。



☆AM10:00 両国駅をスタート

①相撲博物館



両国観光案内所内にある実物大の土俵

③芥川龍之介文学碑



回向院内にあるねずみ小僧の墓

④吉良邸跡



⑤勝海舟生誕地



⑥野見宿禰神社



12:10 ごろ解散となりました。参加者の皆様、お疲れ様でした！

⑦すみだ北斎美術館



老後2000万円をどう準備する?!

ライフプランを
考えていく機会に

先般、金融審議会市場のワーキング・グループによる「高齢社会における資産形成・管理」報告書（案）で、年金だけでは老後資金を賄えず、95歳まで生きるためには、夫婦で2000万円の蓄えが必要であるとし、事実上、金融庁は年金だけでは足りないことを認めたことが話題を呼びました。

この背景には、高齢化社会、人口減少、労働力不足、晩婚化など、他の先進国が経験したことのない急激な社会的構造の変化が挙げられます。

それに加えて、社会保障費の増加、年金手取りの減少、さらに給料や退職金の減少により、今後も可処分所得が減り続ける可能性が高いと思われます。

このような状況で、社員は、大切な家族と有意義な時間を共有し、人生の目標を思い通りに達成することができるでしょうか。

例えば、60歳時に2000万円の退職金と現役時代に3000万円の現預金の合計5000万円の資産を老後のために準備できたとしても、退職後支払い続ける住宅ローンと、予期せぬ病気や事故、さらに親の介護等、予測不可能な出費により、80歳前に枯渇することが予想されます。

つまり、預貯金と退職金の取り崩しだけでは、人生80年ですら満足に生活することができないということです。

金融庁は、人生100年時代のライフステージ別の留意点を示し、「資産寿命を延ばす」必要性を指摘しています。

以下では、資産寿命を延ばすためのポイントを説きます。

ライフプラン作りと 資産形成のポイント

究極のライフプランとは、年金や退職金がなくても、大切な家族を守り、夢や希望を実現させ、思い通りに人生を思い描くことができることです。

それにはまず、ライフプラン（生涯設計）作りが重要です。優良企業であればあるほど、事業計画に力を入れるように、個人においても同様です。

具体的には、①現状分析（収支のチェック）、②目標設定（運用に回す金額の設定）、③何%で運用するか、です。

これらが明確になると、その不足分をどのくら

いの時間をかけて何%で運用すれば良いか、という緻密な戦略を立てることができます。

①現状分析（収支のチェック）

現状分析の目的は、無駄な支出を削減することで、より多くの金額を資産形成の元本に当てることにあります。

支出には、生活費・食費・光熱費・住宅ローン等がありますが、年間300世帯以上の家計のコンサルタントをしてきた経験からすると、人生の二大支出である、住宅ローンの組み方、生命保険の掛け方を家計の見直しの中心に据えると、コスト削減がスムーズです。

運用成果は、「元本×リターン×時間」で決まりますので、元本が多いほど成績が良いことが明らかですし、早くから始めた方が圧倒的に有利です。

②目標設定（運用に回す金の設定）

まずは、いつまでに何を達成したいか、今後の想定される必要経費、緊急時の備え等の金額を、具体的な時間とともに設定しましょう。

①によって、元本を確保しましたが、もし、元本不足で目標達成が困難と考えた場合、副業や配偶者のどちらかの収入を増やす等して確保します。

資産形成に回す金額の目安ですが、基本的には、短期（5年未満）に使うキャッシュ以外は運用に回します。例えば、教育資金や老後の資産がこれに該当します。

米国で常に顧客満足度上位のチャールズシュワブという金融機関が、老後の資産形成のために必要な目安として、下記表1のとおり定めています。

【表1】資産形成の目安

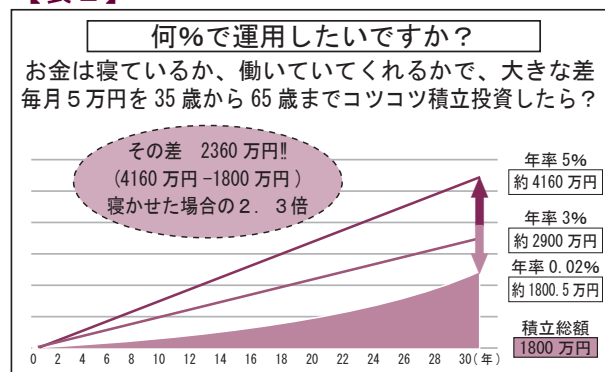
20代 (平均年収 346 万円)	年収の 10 ~ 15%
30代 (平均年収 452 万円)	年収の 15 ~ 25%
40代 (平均年収 528 万円)	年収の 25 ~ 35%
40代後半～ (平均年収 645 万円～)	年収の 25 ~ 35% +退職後数年間の労働

人生100年時代を迎える日本にあっては、この基準はあくまでも最低限と考えた方が良いでしょう。

③年利何%で運用するか

表2では、35歳から65歳の30年間、5万円を積み立てた場合の元本が、1800万円に対して、何%で運用すれば、いくらになるかを示しています。

【表2】



単に、預金に積み立てている場合（単利）と、5%の運用のテーブルに乗せた場合（複利）とでは、2000万円以上も差が開きます。

また、運用先をどこにするかということが、利回りの大小に影響を与えますが、これは、例えば、今後、世界的な紛争の勃発や大震災があったとしても、回復力があり、中長期的に見て成長が期待できる全世界の株式（stocks）を活用するのが鉄則です。

下の表3は、先日相談に来られた30歳女性の資金計画表です。令和元年6月時点で、普通預金150万円、定期預金50万円、さらに、月々6万円の貯蓄を計画した方でした。

ここで、ご提案したのは、まず、月々6万円の三分の一の2万円を積立NISAで運用、残りの4万円を普通預金に預けることを提案しました。

【表3】資金計画表の例（30歳女性の場合）

年 齢		普通預金 (年利0.001%)	定期預金 (年利0.01%)	積立NISA (年利3%)	合 計
30歳 (令和元年6月)		150万円+月4万円 (積立)	50万円	月2万円 (積立)	200万円
40歳 (令和10年6月)	元本	150万円+480万円 =630万円	50万円	240万円	
	増加額	63円	500円	39.5万円	
	合計	6,300,063円	500,500円	279.5万円	9,595,563円
50歳 (令和20年6月)	元本	150万円+960万円 =1,110万円	50万円	480万円	
	増加額	111円	1,000円	176.6万円	
	合計	11,100,111円	501,000円	656.6万円	18,167,111円

仮に、NISAの年複利3%とすると、10年後の40歳時点で、元本240万円に対し、リターンを含めた合計が279.5万円、50歳になった時、656.6万円になります（金融庁HP資産運用シミュレーションより）。

積立NISAのメリットは、年間投資上限は40万円/年と制限があるものの、非課税となる期間は最長20年間ですので、時間を味方につけて、運用成績がプラスになるまで積立投資を続ければ良い点にあります。

この結果、普通預金や定期預金のみで積立した場合と、積立の一部を積立NISAに振り分けた場合の合計金額の差は、176.6万円です。

その後、この女性がもし仮に、60歳時に退職金2000万円を受け取ったとするならば、1年～5年未満に使う生活費等は預貯金に置き、残り一部を運用に回し、途中取り崩しながら生活することで、預貯金一色よりも資産寿命を延ばすことができるのです。

企業も社員も 長寿化計画を

「老後2000万円必要」と聞いて、年金ではやはり足りないのか、と落胆した向きは多いのではないのでしょうか。

そもそも、日本の財政状況からすると、年金制度に頼ることが難しくなってきました。

この機会に、「人生の目的」を明確にした上で、思い描く夢の実現にかかる必要資金と、収入のギャップを埋めるための自助努力を、企業が全面的に自社社員のライフプランをサポートする。

そうすれば、グローバル競争で戦う優秀な人材を獲得する上で有利に作用するであろう。

そのことを企業も経営者も認識していく、そんな時代を今、迎えてきているのではないのでしょうか。

その結果、社員の資産寿命のみならず、時代と共に強烈に短命化が進む企業の寿命をも伸ばすほどのエネルギーとなり得るのです。



支部・地区だより

竹町支部

【親子科学探検隊 ナイトミュージアム】



令和元年7月13日(土)国立科学博物館

竹町支部(麻生支部長)

フロア見学後にシールを貼ると参加賞がもらえ、子供達は楽しみながら館内を巡っていました。

【納涼盆踊り大会】



令和元年7月30日(火)～8月2日(金)御徒町公園

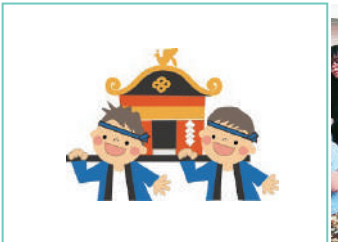
御徒町二丁目地区(小出地区長)

天候も良く4日間踊りや模擬店に多くの親子が参加し、大変盛り上がりました。



竹町南地区(南地区長)

【ふるさと祭】



令和元年5月11日(土)～12日(日)金刀比羅神社
子供神輿に参加した子供達にお菓子を配布しました。

【夏の子供会】



令和元年7月20日(土)竹南会館
縁日でスイカ割り、金魚すくい等、楽しい一日でした。

御徒町一丁目地区(杉山地区長)

【徒一夜店】



令和元年5月11日(土)町会館前面道路
近隣の方が大勢参加し、模擬店、ゲームで楽しみました。

【スイカ割り大会】



令和元年7月27日(土)町会館前面道路
雨天の為、会館内でスイカを切り、子供達に配りました。

東上野支部

【女性部研修会】



令和元年7月11日(木)三井記念美術館

東上野支部(尾高支部長)

三井記念美術館で特別展等を見学後、ランチブッフェをいただき親睦を深めました。

【納涼大会】



令和元年8月4日(日)東上野1-7～10

東上野西町地区(岩井地区長)

上野消防署の指導の下、防災訓練を行い、午後からは納涼会を行いました。



東上野徒三地区

【親睦バーベキュー大会】(樺澤地区長)



令和元年8月4日(日)東上野2-12遊歩道
楽しみながら町会員同士の交流を深めることができました。

東上野稲神地区

【納涼祭】(小竹地区長)



令和元年7月28日(日)天理教正門前
ドジョウ掴みやスイカ割り、ゲーム大会等で賑わいました。

東上野神吉地区

【納涼祭り】(桑原地区長)



令和元年8月3日(土)東上野児童遊園
老若男女、ご近所同士で楽しいひと時を過ごしました。



上野支部

上野支部(太田支部長)

【潮干狩りとオービィ横浜体験バスツアー】



令和元年6月16日(日)千葉県木更津市他
潮干狩りを初めて体験する子も多く、親子で楽しみました。

【盆踊り大会】



令和元年8月9日(金)黒門小学校
4年振りの盆踊り大会に大勢の方が参加し、大盛況でした。

仲御徒町中地区

【納涼大会】(関地区長)



令和元年7月24日(水)吉池食堂
高齢の方が多数参加し、皆さん会話を楽しんでいました。



支部・地区だより

入谷支部

中根岸地区(竹田地区長)

【子ども広場】

【夏休み子ども会】



令和元年5月11日(土)～12日(日)防災広場根岸の里町内会の子供達が大勢参加し、大変盛り上がりしました。



令和元年8月4日(日)防災広場根岸の里水風船、かき氷、ブルー遊び等で楽しい交流となりました。

坂本二丁目地区

【サマーイベント】(飯島地区長)



令和元年8月4日(日)東京電力(株)上野制御所子供プールや模擬店、ゲーム大会等を楽しみました。

入谷地区

【夏季子供レクリエーション】(作山地区長)



令和元年7月28日(日)町会会館前パン作り体験、マグロの解体ショー等を行いました。

金杉支部

金杉支部

【真夏の夜の動物園】(平野支部長)



令和元年8月10日(土)上野動物園普段見ることが出来ない夜の動物達の姿を楽しみました。

金杉一丁目地区

【税って何だ夏祭り】(鈴木地区長)



令和元年6月14日(金)～17日(月)金杉一丁目近辺お祭りに参加した方に税金に関する冊子を配布しました。

金杉仲通地区

【夏祭り税って何だ】(有賀地区長)



令和元年6月14日(金)～16日(日)三島神社参加した子供達に税金についての紙芝居を行いました。

【税ってなんだ? 金杉二丁目地区

クイズコーナー】(新井地区長)



令和元年6月15日(土)金杉区民館下谷分館税金クイズを行い子供達にお菓子を配布しました。

三ノ輪地区(平野地区長)

東三ノ輪地区合同【ファミリー緑日】



令和元年7月28日(日)三ノ輪児童公園炎天下の中、大勢の家族連れが参加して大盛況でした。

竜泉三丁目泉地区

【お楽しみ会】(恒次地区長)



令和元年8月4日(日)泉町会会館前焼きそば、かき氷、金魚すくい等の模擬店で楽しみました。

竜泉西部地区

【納涼大会】(染木地区長)



令和元年8月3日(土)～4日(日)竜泉1-18-10今年も多くの方が参加し、ミニSLは子供達に大人気でした。

金杉上町地区

【バス研修会】(生駒地区長)



令和元年5月12日(日)千葉県佐倉市方面佐倉草ぶえの丘バラ園散策を行い、楽しい一日でした。



【かなすぎ納涼祭】

下谷東地区(稲垣地区長)
金杉仲通地区(有賀地区長)
金杉二丁目地区(新井地区長)
金杉上町地区(生駒地区長)合同

令和元年8月3日(土)かなすぎ公園

4町会が集まり、納涼祭を行いました。かき氷等の模擬店、スイカ割り、盆踊り等、大変盛り上がりしました。



谷中支部

谷中支部

【親子バスハイク】(佐藤支部長)



令和元年7月14日(日)神戸国際ます釣場親子でマス釣りとバーベキューを行い、楽しい一日でした。

谷中第一地区

【防災訓練】(佐藤地区長)



令和元年5月12日(日)谷中2-1-11～14初期消火、起震車体験等、各訓練を行いました。

谷中第二地区

【バーベキュー大会】(山本地区長)



令和元年5月26日(日)都立舎人公園大勢の参加者でバーベキューを楽しみました。



<実務セミナー>

1日でわかる! 経理のすべて

日時 2019年7月5日(金) 10:00 ~ 16:30
会場 朝日信用金庫西町ビル7階



経理・簿記の知識は経理担当者だけではなく、全社員が心得ておくべきビジネス社会の常識であり、新人の経理担当者、経理実務の簿記・経理の基礎をじっくりと勉強したい方、管理者や営業担当者で決算書の読み方をマスターしたい勉強したい方など幅広い層に向けて開講致しました。講師の林忠史先生は、人事管理、経営管理等企業の経営相談を行う一方、社員研修実務セミナーの講師としても全国に亘り活躍されている方です。講座内容は、「経理の役割と仕事について」、「経理のルール」「簿記の仕組み」、「仕訳について」と進み、最終的には「決算書の作成」に至るまで、1日をかけじっくりと講義いただきました。講義終了後、受講者の方から分かりやすい説明でとても良かったなどの感想をいただきました。長時間のセミナー受講お疲れ様でした。

講師
(有) マスエージェント代表取締役
林 忠史 氏

<営業セミナー>

気づき×行動 仕事力強化セミナー



日時 令和元年 8月1日(木) 14:00~16:00
場所 朝日信用金庫西町ビル7階



入社後3~5年を経過した若手社員には、チームリーダーとして更なるステップアップが必要です。本セミナーでは、仕事に於ける“気づき”と“行動”の重要性から、「自分ごと」として仕事を捉え、主体性を持って完遂する行動習慣を学びました。講師である三宅哲之氏は1,000人を超えるビジネスマンに向けた起業支援コンサルティングや体験型企業研修講師として活躍されています。親身で相手目線、参加者の内面を引き出すセミナー講師として人気があり、「現場人間力」「人との泥臭いつながり」を大切にしており、参加された受講者の皆さんからも大変役に立ったとのご意見をいただきました。

講師
フリーエージェントインク(株)
代表取締役
三宅 哲之 氏



会計・税務

イートイン/テイクアウトと軽減税率の適用関係

NTS 総合税理士法人 代表
公認会計士(税理士) **吉井 清信**

コンビニエンスストアやスーパーマーケット等には、店舗で飲食できるイスやテーブルが置かれた“イートイン(食事の提供)”のコーナーが設けられていることがあります。イートインと“テイクアウト(飲食料品の譲渡)”のいずれも行っている店舗の場合、2019年10月からは飲食料品を提供する際に「食事の提供=標準税率(10%)」または「飲食料品の譲渡=軽減税率(8%)」のいずれを適用するのかの判断が必要となります。

1 店舗にイスやテーブルはあるか

適用税率を判断するにはまず、**その店舗にイスやテーブル等があるか否か**の確認をします。イスやテーブル等がなければ、その店舗で行われる飲食料品の提供は「飲食料品の譲渡」として軽減税率が適用されます。

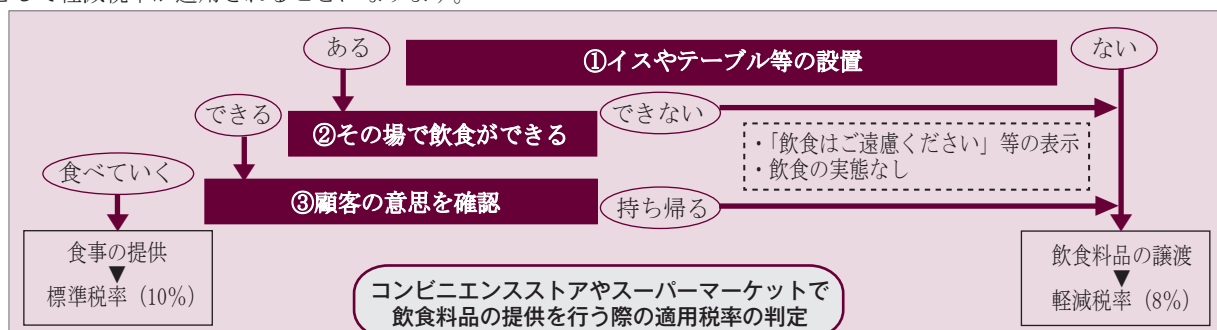
2 そのイスやテーブル等で飲食はできるのか

店舗にイスやテーブル等がある場合には、**そこで飲食ができるのか否か**の判定をすることになります。『飲食はご遠慮ください』のようにイスやテーブル等での飲食禁止の旨が明示され、実際に飲食の実態がない場合は、食事の提供に用いられる飲食設備はないことになります。この場合、その店舗で行われる飲食料品の提供は、「飲食料品の譲渡」として軽減税率が適用されることになります。

3 提供の際に顧客に意思確認

店舗で飲食できるイスやテーブル等があるケース、つまり「イートインコーナーがある」場合は、**飲食料品の提供の際に顧客への意思確認が必要**です。顧客が店舗で飲食する場合は「食事の提供」として標準税率が適用される一方、持ち帰る場合には「飲食料品の譲渡」として軽減税率が適用されます。

意思確認の方法としては、必ずしも毎回店員が顧客に口頭で確かめる必要はありません。例えば、持ち帰りが多いスーパーマーケットの場合は、『休憩スペースで飲食する場合にはお申し出ください』といった提示をしておくなど、営業実態に応じた意思確認で差し支えありません(軽減税率Q&A個別事例編問46、47等)。



年末調整と法定調書の作成 及び 消費税の軽減税率制度等説明会

【と き】 令和元年 **10月28日（月）** 13:30～16:00

【ところ】 朝日信用金庫西町ビル7階

【講 師】 東京上野税務署 山本壮朗 源泉担当上席国税調査官 他
台東区役所 税務課課税係

【内 容】 ○年末調整の概要（ビデオ）
○補足説明
○法定調書作成提出の概要（ビデオ）
○作成における注意事項
○給与支払報告書の作成時の注意事項
○消費税の軽減税率制度等について

【持参テキスト】 ☆「令和元年分年末調整のしかた」等 国税庁資料
※10月下旬に税務署より郵送予定

参加無料

どなたでも
ご参加
いただけます

参加希望の方はお電話で…
TEL 5818-1151

令和元年分 年末調整等説明会 及び 消費税の軽減税率制度等説明会

【会場】 台東区役所10階大会議室

主催：東京上野税務署・台東区役所

開催日	11月6日（水）		11月7日（木）		11月8日（金）	
開催時間	10:00 ～12:30	13:30 ～16:00	10:00 ～12:30	13:30 ～16:00	10:00 ～12:30	13:30 ～16:00
対象地域	上野	谷中 上野桜木 下谷 上野公園 三ノ輪	台東	根岸 竜泉 日本堤 千束	東上野	秋葉原 池之端 入谷 北上野 松が谷

＜問い合わせ先＞
東京上野税務署
03-3821-9001

※説明会の開始30分前から、
会場の受付で年末調整関係
用紙を配布します。

※対象地域の説明会に出席
できない場合には、他地域
の説明会に出席されても差し
支えありません。

税を考える週間協賛

上野公園

税金

クイズラリー

税金クイズに答えて、景品をもらおう！
どなたでもご参加いただけます。

参加無料

【日時】
令和元年 **11月9日（土）**
10:30～

【場所】
上野公園周辺

※雨天中止

主催：税務六団体

表紙 《寛永寺 時の鐘》 写真提供：台東区

■令和元年9月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
（〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141）

※どなたでもご参加いただけます

共催 (公社)上野法人会・(公社)浅草法人会

橋本五郎氏講演会

税を考える週間協賛
大型講演会

どうなる 日本の政治

【日時】

令和元年**11月26日**(火)
18:00~19:30

入場無料

【会場】

浅草ビューホテル
4F「飛翔の間」
(台東区西浅草3-17-1)

同送のチラシ申込書をFAX又は
郵送にてお送り下さい。
お電話での申込も受付けております。

公益社団法人 上野法人会
〒110-0015 台東区東上野 1-2-1
朝日信用金庫西町ビル 5 階
TEL 5818-1151
FAX 5818-1141



読売新聞特別編集委員
はしもと ごろう
橋本 五郎氏

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありませぬ。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありませぬ。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DJIDO 大同生命保険株式会社

上野支社/東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110

F-2018-1039(2019年3月7日) B-152060